

KOBELCO
マルチ解体機
自動車解体
エンジン解体
一般廃棄物



コベルコ建機 電話03-5789-2111

日本ELVニュース

End of Life Vehicle

1年6回発行(1月 3月 5月 7月 9月 11月)

発行人 酒井清行
日本ELVリサイクル機構
〒105-0004
東京都港区新橋3-2-2 一美ビル5階
電話 03-3519-5181
発行所(業務委託) (株)日刊市況通信社
大阪 大阪市中央区日本橋1丁目17-20 日本橋丸ビル5階
本社 電話 06-6631-5651

有責任 日本ELVリサイクル機構 定期社員総会を開催

日本ELVリサイクル機構は6月16日、東京・品川プリンスホテルで、平成18年度定期社員総会と全体集会を開催した。社員をはじめ役員、来賓ら116名が出席した。定期社員総会では、代表理事などの役員人事や今年度事業計画などを全会一致で承認。自動車リサイクル法が本格施行されてから二年半が経過し、ELV機構の二期目がスタートした。【2面・3面に関連記事】

社員総会では、榎本副代表理事の開会挨拶のあと、酒井清行代表理事が「昨年からは自動車リサイクル法がスタートして、激減してしまっただけでなく、対策に翻弄された一年だった。リサイクル法が



定期社員総会

成立して、われわれ業界は逃げ隠れしようがなく制度の下に置かれてしまった。二期目となる今年には、もっと前向きに我々の業界が社会に対して貢献していくというスタートの年にしたい」と挨拶。引き続き運営規約と規定の改定、理事・監事選任、平成17年度事業報告、平成18年度事業計画・収支計画の議案審議が行われ、満場一致で可決した。

このあと経済産業省自動車課の清水淳太郎課長補佐の来賓祝辞、質疑応答が行われ、南副代表理事の閉会挨拶で社員総会が終了した。

全体集会では、北口副代表理事の開会挨拶、酒井代表理事の社員総会報告、環境省東幸毅自動車リサイクル対策室長の来賓挨拶につづき、メインコンサルタントグループ藤田史義代表取締役が一周年記念講演「自動車解体業界の経営革新」を行なった。講演終了後、寺谷副代表理事が平成18年度活路開拓事業のキックオフを宣言し閉会となった。全体集会終了後、懇親会が催され会員間の懇親を深めた。

同研究会は、2つのオートオークション会場と1つの大手ディーラー入札会で取引された1,500台余りについて調査。このうち①車両の状況②落札価格③走行距離④車種の市場訴求性などを「使用済自動車」の蓋然性が高い車両313台を調べた結果、全体の5割強の170台が一時抹消のままとなっていることが分かった。

ELV機構使用済自動車流通研究会 一時抹消車両の調査求める

日本ELVリサイクル機構は6月12日、一時抹消登録した車両の追跡調査などを求めた要望書を経済産業省、環境省に提出した。自動車抹消登録制度は、自動車リサイクル法の施行に合わせて、一時抹消登録後の車両の解体、輸出を行政が把握できる仕組みに改正された。しかし、これまでに調査は行われておらず、一部の車両について、一時抹消登録のままの状態であることが分かった。

同研究会は「自動車リサイクル法の適正な運用を担保するためにも、これらの車両につき、道路運送車両法第18条による調査を実施する必要性がある」としている。【4面・5面・6面・7面に要望事項と調査報告全文】

第10回合同会議 自り法施行状況など審議

産構審の自動車リサイクルWGと中環審の自動車リサイクル専門委員会は7月14日、第10回合同会議(座長 永田勝也早稲田大学教授)を開催した。こうした審議会では、異例の約200名の傍聴者が見守る中、自動車リサイクル法の施行状況などについて審議した。自り法施行初年度の使用済自動車の引取台数が、当初の見込み(400万台)を大きく割り込む約305万台だったことについて経産・環境両省は、年間約100万台とされていた中古車輸出が年率135万台に増加していること、中古車在庫が約10万台増加していることなどをその理由に挙げた。さらに引取から処理までのタイムラグがあることについても触れ、法施行

前に引き取られて自り法の対象にならなかったものが約50万台前後あったと推定されると報告した。また両省は、自り法の安定施行の今後の取組として、①一時抹消登録中の自動車の状況を把握し、使用済自動車の引取状況についての調査②違法行為や不正行為の是正に向けた監視・指導の徹底、関連事業者の法遵守徹底に向けた調査③電子マネーフェストの操作性の向上と関連事業者の指導を行う自治体の支援を進めていくこと、「さらに、

今後の状況を見つつ、必要な措置を講じていく」とした。酒井代表理事は委員として出席し、一時抹消登録のまま放置されている車両が多く存在している問題で、「オートオークションで取引されている車両の半数以上が長期間一時抹消のまま放置されている」と指摘し、「一

時抹消後の調査は、まず大量の一時抹消車両保有者に対して徹底して行うべきだ」など自動車解体業界からの意見・要望を述べた。自動車大手5社のASR再資源化率は57%、67%、9%。エアバッグ類は93%、93%、5%だった。トヨタ、日産、マツダによると、これらから換算した使用済自動車のリサイクル実行率は93%、94%相当だった。

自動車メーカー各社 05年度の再資源化実績公表

自動車メーカー及び輸入事業者各社は、05年度の使用済自動車の再資源化実績を公表した。各社のASRの再資源化率は48.0%、70.0%。エアバッグ類は93.0%、94.7%だった。ほぼ前年度並みの実績。各社とも、2010年までに達成すべき法定基準(ASR30%以上、エア

鉄スクラップの国内販売・輸出

廃モーターリサイクル

セルモーター ラジエタープレス
ハーネス 白黒エンジン etc 求む

リサイクル・カンパニー



大原商事株式会社

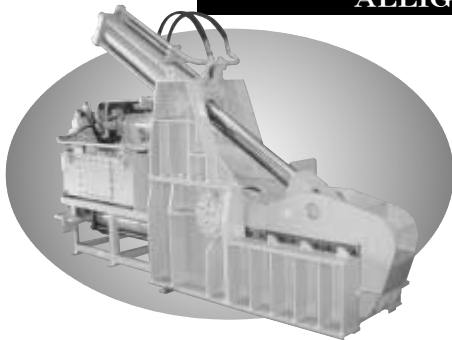
本社 大阪市西淀川区花川2丁目21番12号 大原ビル
TEL 06-6473-1898(代) FAX 06-6473-5827
集荷ヤード 大阪港内櫻島埠頭・尼崎港・伊万里港
海外 韓国・中国

太陽機械が誇る



アリゲーターシャー

ALLIGATOR SHEAR



仕様
刃の長さ 1000mm
切断力 刃元70ton
プレス能力 42ton
所要動力 15kw

特長
■シンプルかつコンパクトサイズのシャー&プレス
■切断と圧縮が同時に可能
■超小型で設置場所を選ばず移動も簡単

TAIYO MACHINE & ENGINEERING CO., LTD.

環境ISO14001 & 品質ISO9001 認証取得



株式会社 太陽機械工作所
本社 〒551-0013 大阪市大正区小林西2丁目21番27号
TEL.06(6553)1111代表 FAX.06(6553)2220
工場 〒551-0021 大阪市大正区南恵加島5丁目8番12号
TEL.06(6554)5555代表 FAX.06(6554)6677
九州出張所 〒802-0052 北九州市小倉北区霧が丘3-2-3
TEL.093(931)2135代表 FAX.093(921)1302
E-Mail taiyoiat@ruby.familie.ne.jp
http://www3.familie.ne.jp/~taiyoiat/

全体集會を開催



全体集會は百名を超える出席者で満席となった



30階富良野で催された懇親会の模様

第2期事業計画を発表

日本ELVリサイクル機構は平成18年度事業計画概要をとりまとめた。酒井代表理事は「自動車リサイクル法の本格施行後、17年4月から18年3月までの年度ベースで305万台の使用済自動車リサイクルルートに乗せた。当初の推計台数400万台と比較すると約25%少ない結果で、自動車リサイクル法がしっかり定着していない傍証でもある。自動車リサイクル法の制約を受ける解

体業界にとって法律の定着は死活問題。関連業界がしっかりと法を守っていただけるよう、すべての事業者が公平な競争を行えるよう働きかけていく」と語り、事業計画について説明を行った。

具体的には、昨年からの継続テーマである、一時抹消後の追跡調査の早期実現を要求していく。そのためのプロジェクトチーム、ELV流通研究会を発足させ、一時抹消後の調査を、いかに効率

的・効果的に実現できるか調査を進めていく。7月の産廃審と中環審の合同会議までに調査結果をまとめ、一時抹消のまの車の追跡を申し入れる。また沖縄県環境整備課によると、昨年一年間に

ブロック会議 計画的に開催

ELV機構は、任意団体系時代も含めると6年間の活動を続けてきたが、

おらず、1000社という規模にもかかわらず、そのパワーが十分結集できていない状況もあつた。法人化二期目の今期は、ブロック会議を計画的に開催し、さらには地

懇親会も盛大に開催

全体集會終了後は会場を移して懇親会が催され、来賓および会員ら約110名が出席した。

酒井代表理事は「日本ELVリサイクル機構は法人化して一年が経過した。日本標準産業分類で自動車解体業の番号が与えられ、自動車リサイクル法で許可業者になった

ということは、社会的に我々の業種が認知されたこと。それは同時に、業界として社会に何貢献できるか、重大責任を負ったことでもある。ここにこの席の皆さんのご理解と協力をいただきながら、自動車解体業界の唯一の全国組織として、この日本ELVリサイクル

環境省自動車リサイクル対策室 東幸毅室長

本日、日本ELVリサイクル機構の総会が、このように盛況に開催されましたことを、心からお祝い申し上げます。来たる7月14日には産業構造審議会、中央環境審議会の合同会合で自動車リサイクル法の一年間の総括をする予定であり、審議会の委員をお願いしてい

る酒井代表理事にも参加いただけたことがとても喜ばしいです。環境省としましては、皆様方とは解体車が逆有償で取引され始めた十数年前からの付き合いですが、こうした場に参加させていただいておられますことを非常に感謝しております。特に現場の皆さんの切実かつ忌憚のない意見は自動車リサイクル法の施行にとって非常に重要なものであり、今後とも意見交換を

来賓祝辞 忌憚のない意見 法を動かす上で重要

経済産業省自動車課 清水淳太郎課長補佐

本日は日本ELVリサイクル機構の初年度の定期社員総会が開催され、誠にめでたくございませす。私個人も日本全国に行って現場の声を聞かせて戴いたりして活動をし

てまいりました。自動車リサイクル法は全国一律のルールと言いつながら、全国でいろいろ状況が違ふ部分があり、皆様方の声を伺いながら一緒に取り組んで来たという思いです。現状を見ますと、違法業者や不適切なことをしている人はいかに取り締まっています

くか、業界の競争力をいかに高めていくかという二点が重要であると思ひます。皆様方からも一時抹消の実態調査に関する要望書を戴き、国土交通省とも議論、検討をしていくとございませす。二年目の今年度は、法律を適正施行していくためにも、ELVリサイクル機構と連携しながら一歩ずつ施策を進めていき、次なる手を打っていきたいと思ひます。

経済産業省自動車課 水口良孝課長補佐

本日は無事総会が行われ、お慶び申し上げます。全国の会員の皆様には大変お世話になっております。自動車リサイクル法が施行されたから一年が経過し、今度の審議会に向けてリサイクル法が一年経つてどうであったか、総括をしなければいけない時期にきております。今後を考えていく際に、自動車リ

サイクル法がどういう理想を持って成立したのかという根本のところを業界の皆さんにもう一回お伝えして、どのような施策を行ってほしいのかを皆さんと一緒に考えていきたい。その重要な窓口になるのが日本ELVリサイクル機構です。で、今後とも手を携えてリサイクル法を盛り上げていきたいと思ひます。

サイドプレス（製造・直販）



- 製造メーカーの直販
- 納入実績100台
- サイドプレス（商標登録）
- 基礎工事不要・設置・導入コストを大幅削減
- 超低騒音・高性能・堅牢・経済性を誇る

2方締型式	3方締型式	投入ボックス寸法
KY-26	MKY-26	860×2000×2560
KY-33	MKY-33	860×2000×3300
KY-35	MKY-35	860×2000×3500
KY-51	MKY-51	860×2000×5100
KY-53	MKY-53	860×2000×5300

日本資源機械工業協同組合員

三筒産業株式会社

本社・工場 高松市新田町甲73番地の1 電話(087)841-3131代・FAX 841-2506
http://www.niji.or.jp/home/m-mito/

有限責任中間法人日本ELVリサイクル機構 加盟団体名簿

平成18年4月1日現在

Table listing member organizations by region (ブロック名) and organization name (団体名). Regions include Hokkaido, Tohoku, Kanto, Kanto-East, Kanto-West, Chubu, Kansai, China, Shikoku, Kyushu, and Okinawa, plus a nationwide group (広域団体).



藤田史義氏による講演会 「自動車解体業界の経営革新」

平成18年度 定期社員総会

「周年記念講演・藤田史義氏」 「自動車解体業界の経営革新」

全体集会では、北口副代表理事の開会挨拶、酒井代表理事の社員総会報告に続き、環境省自動車リサイクル対策室の東幸毅室長が来賓挨拶を行った。その後、休憩を挟んでメイソンコンサルタントグループ代表取締役の藤田史義氏による一周年

域団体の活動についても構造的に積極的に対応していく。地域とブロック、本部の活動が連帯することにより、それぞれの活動の成果が大きくなりつつあり、さらには会員相互の理解も深まることを期待でき

る。具体的には、全国中小企業団体中央会の活路開拓事業補助制度を利用し、業界以外からの専門委員を交えて、リサイクル法時代のあるべき解体事業者像を模索する。成果はブロック会議やホームページを通じて、すべての会員が共有できるように、会員各社が厳しい競争を乗り切っていく手がかりを提供する。

ELV機構は国行政やメーカー及び関連業界と良好な関係を維持し、正確な情報をいち早く収集

紙「日本ELVニュース」や「JAEERA ニュースレター」といった紙媒体を発行する一方で、ホームページを活用して会員各社が正しい情報を取得できるような体制を整えていく。

経営の質的変革が必要になる」と語った。また営業戦略では、標準的市場、対象顧客の明確化が必要である。つまり利益、営業効率の面からA社と取引するにふさわしい対象顧客の基準を策定し、その対象顧客に対し営業活動を展開するのである。

そして「同一業界内で企業間の製品、サービスにあまり差異がない場合、顧客に競合他社と区別させるため、品質、イメージ、デザイン、付帯サービスなどで特徴を明確にし、強調すること」とする差別化戦略が必要であるとされた。

記念講演「自動車解体業界の経営革新」を行った。藤田氏はスクリーンにデータや図表を示しながら講演。自動車解体業界の構造的変化では、「①

バルクでの取引からオークションによる取引(ロット単位から1台毎の取引へ)②大手事業者の新規参入③中古車輸出の増加④使用済自動車価格の高騰⑤輸出の増加による国内の玉不足により、解体業者の競争が激化している。そうした状況の中で、

①顧客主導(顧客満足度向上の追求)②戦略的思考③結果を出すまでの仕組みの改善④理念・ビジョンの重視⑤コンプライアンス(遵法性)という、

プル戦略も併用してマーケティング活動を展開するとされた。

理事・監事



代表理事 酒井清行



副代表理事(代表理事代行) 北口賢二



副代表理事 南可昭



副代表理事 榎本 擴



副代表理事 寺谷 優

理事

- List of directors: 伊丹伊平 (北海道ブロック長・法務企画部会長), 阿部善雄 (東北ブロック長), 中村晃庸 (関東東ブロック長), 青木勝幸 (関東西ブロック長・地域支援部会長), 栗山義孝 (関東中ブロック長・総務部会長), 堀川茂雄 (中部・北陸ブロック長), 高野和憲 (近畿ブロック長・広報部会長), 吉川日男 (中国ブロック長), 八束 正 (四国ブロック長), 辻 隆雄 (九州ブロック長), 垣花義則 (沖縄ブロック長), 多田幸四郎 (渉外部会長), 諸岡一雄 (商用車部会長), 宮本真希 (部品流通部会長), 清水信夫, 大橋岳彦, 田村幸男

監事

- 佐々木一行, 早川一三

エアバッグインフレーター作動装置・取り外し工具

特別普及価格でご提供いたします。



1 SRSエアバッグ 一括作動装置処理ツール

エアバッグ類をより安全に効率良くもれなく、車上一括作動処理できる専用ツールです。

- ①エアバッグ(D席、P席、サイド、カーテン等) ②シートベルトプリテンショナー

(社)日本自動車工業会が定める業界統一規格による国内の全メーカーの車両に対応しています。 ※1998年以降の国内自動車メーカーの新型車はほとんど全てこのシステムに対応しています。

98,700円 (税抜 94,000円) (消費税 4,700円)



2 個別作動装置

左記の規格に対応していない電気式エアバッグを効率よく、個別に作動処理できる専用ツールです。アタッチメントの追加で複数同時作業が可能です。配線が生きている限りすべての車に対応可能です。 ※一部の外車等には使用できません。

49,980円 (税抜 47,800円) (消費税 2,380円)



3 取り外し工具 (ケース入り)

機械式エアバッグ及び事故車対応 ※工具については個別販売はしておりません。

全42点セット 78,540円 (税抜 74,800円) (消費税 3,740円)

※商品に関しては前金にて予約販売を申し受けます。 ※都合上仕様を変更することがございますのでご了承ください。



総販売元

豊田通商株式会社

鉄鋼原料部 環境・リサイクルグループ 〒450-8575 名古屋市中村区名駅4-9-8(センチュリー豊田ビル) TEL 052-584-5198 FAX 052-584-5200 http://www.toyotsu.co.jp



総代理店

豊通リサイクル株式会社

環境保全機器販売・触媒・中古部品回収 本社 〒252-1104 神奈川県綾瀬市大上1-55 TEL 0467-70-7461 FAX 0467-70-3625 担当 橋本・上坂

経産省・環境省に要望書

一時抹消登録車両の追跡調査求める

日本ELVリサイクル機構は6月12日、一時抹消登録した車両の追跡調査などを求めた要望書を経産省、環境省に提出した。一時抹消登録のまま放置されて、無許可事業者などによる「不適正な解体処理」の温床になっている、といわれる車両のその後の状況を追跡調査することで、こうした違法解体を防止し、使用済自動車の適正なリサイクルを推進することが狙いである。

一時抹消車両が相当数存在

要項事項

「使用済自動車の再資源化」(自動車リサイクル法)と「道路運送車両法」(道路運送車両法)の一部を改正する法律、同法施行令、施行規則の施行を受け、使用済自動車の量的把握が従前より詳細な把握が可能となり、自動車リサイクル法が想定

するルートにのっていない車両が存在することも、より確実な予測値として浮き彫りにされつつあります。こうした中、私たちは、中古自動車の流通過程において自動車リサイクル法が想定するルートから逸脱し、行き先不明となっていく「使用済自動車」の実態を把握すべく、本調査を実施し、その結果として、以下の事実を明らかにしました。

- ・オートオークション等、特定の中古車流通過程を経た車両に、道路運送車両法第16条の一時抹消登録を受

けたままの状態にある車両が相当数存在する

ホームページリニューアル!!

JAERA News Letter・日本ELVニュースも掲載

<http://www.elv.or.jp/>

・当該車両の絞り込み、特定作業は比較的容易に実施

・特に同一の事業者が非常に多くの一時抹消登録車両の最終所有者になっている事例が見られ、これらの事業者には徹底した調査を要望

仮に、こうした車両の一定割合が不適正解体等のルートに流れているのであれば、行為の不法性はもちろん、同車両が搭載するフロム・エアバッグ・廃油・廃液などの形状・性状等に鑑み、環境に相当程度の負荷を与えている(又は今後与える)可能性があるといえます。

道路運送車両法の調査を要望

そうした実態を把握することが可能となり、また、同くは報告をした者、第5項(届出をせず、又は虚偽の届出をして輸出した者)の届出をして輸出した者の遵守状況

- ・自動車リサイクル法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の遵守状況

た部品を中古パーツとして、ユーザーに販売するのは自由だ。だが、大手プロバイダーの自動車中古パーツ販売コーナーの

反射鏡

世はパソコン時代。パソコンは企業や家庭に目覚ましい勢いで普及している。今やパソコンは多くのビジネスマン等にとって、業務の遂行・情報収集など仕事をスムーズに行う上で、必要不可欠な機器だ。街中でノートパソコンを駆使しているのが現状だ。解体業者の多くは中古パーツのインターネット販売グループに参加し、中古パーツの幅広

エアバッグ売ります？

自動車リサイクル法の解体業者の多くは、ネット販売グループに参加し、中古パーツの幅広

ら商品情報がある。あらゆる車種のエアバックを含ませてのパーツ販売するといふものだ。

自動車リサイクル法では使用済自動車から取り外したエアバックは、必ず再資源化しなければならず、販売、再利用することは出来ないとされている。一方、同法で中古自動車から取り外したエアバックの販売、再利用の禁止規定はない。

このネット掲載は「喉に魚の小骨」が刺さった気がしてならず、どうにも気持ちが悪。この出品者に自動車リサイクル法が誤解されない対応を望みたい。

少なくとも前者については遵守・違反状況が確認できれば、結果として不法行為者を取締まることが可能となる(30万円以下の罰金・同法第110条第3項、第4項)と共に、同取締り自体が、前述の不正行為に對し大きな抑止効果を生むこととなる、と考へます。

私たちは、環境に関する事業を実施するものとして、法の遵守と適正な運用を第一に考え、自ら実行するものであり、持続可能な社会を実現するための一翼を担っていくことを強く希求するものです。

そこで、道路運送車両の所有権についての公証や環境の保全等を目的とする道路運送車両法の趣旨を具現化し、環境への負荷を未然に防止するためにも、同法第18条第1項による調査を早急に進めたいと要望いたします。

平成18年6月12日
有限責任中間法人 日本ELVリサイクル機構



Lindemann
リンデマン RASクラップペーリング・プレス

世界に広がる リンデマン ブランド



リンデマン シュレッダー
パワーツァーディラト

メツォ・ミネラルズ・ジャパン株式会社
〒222-0033 横浜市港北区新横浜1-14-11
TEL: 045-476-3930 FAX: 045-476-3933
お問合せ: minerals.info.jp@metso.com URL: www.metsominerals.com



リンデマン
メタルクラッシャー

リンデマン シュレッダー
パワーツァーディラト

中古車流通オークションが主体

1・1 調査の概要

現在、中古自動車の流通は、オークションが主体となっている。2005年の中古車登録台数は810万台であるのに対し、オークション業者全体の出品台数は796万台にのぼり、2006年には800万台を超える中古車がオークションへ出品されるのが予想される。

オークションへの出品者は、自動車メーカー系ディーラー・中古車買取専門店・中古車販売業者等であり、自動車リサイクル法の引取業者として登録されているものも少なくない。引取業者には、法の趣旨から、自動車所有者から使用済自動車を引き取り、フリートに乗せる人口としての重要な役割が期待されている。

そこで、私たちは、オークション等において出品・落札された中古自動車に関する調査を実施することを目的とし、実施した。

その結果として、平成17年7月15日に開催された産業界環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自答もつとディーラーに対する例にも遭遇した。

①特定のオークション会場等において、中古車として取引(落札)された車の中から、当該車両の状況、落札価格、走行距離、各種市場訴求性に基づき判断し、「使用済自動車」である蓋然性の高い車両313台を選定した。

次に、これらの車両について電子マネーフレストヘアカセスし、リサイクル料金無を調査したうえで、登録ナンバーを特定した。当該ナンバーを根拠とし、陸運支局において「登録事項等た

1・2 調査方法等【総調査対象】

調査場所	調査期間	対象開催日数	対象車数
オートオークション会場(2会場)	2005年7月9日～2006年3月30日	19開催日	990台
大手ディーラー入札会(1会場)	2005年6月3日～2005年10月21日	3開催日	552台
合計	265日	22開催日	1,542台

①預託状況など(総数:1,542台)

預託状況		引取報告		
預託済	未預託	報告あり	報告なし	その他
486台	660台	209台	937台	39台

②登録状況(総数:313台)

一時抹消	輸出抹消	解体	その他(名義変更等)
170台	96台	12台	35台

【調査結果】

1・3 調査結果

別紙シート参照(非公表)

1・4 調査結果分析

【一時抹消登録車両の状況】

・オートオークション会場等における取引車両の内、各種基準により「使用済自動車」と判断し得る車両の多くが、一時抹消のまま一定期間放置されている。

・同期間は、一年以上経過しているものもあり、企業にとっても個人にとっても経済的・合理的期間を逸脱しているといえ、不法に解体処理されている蓋然性が高い。

一時抹消で一定期間放置

実際のところ、このようにして落札された自動車は、中古自動車としての位置づけを維持したまま、その後の流通過程を経て、自動車として使用あるいは販売を企図した在庫として実在しているのか、そうした実態に極めて不確実な印象を抱くに至った。

そこで、私たちは、オークション等において出品・落札された中古自動車に関する調査を実施することを目的とし、実施した。

その結果として、平成17年7月15日に開催された産業界環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自答もつとディーラーに対する例にも遭遇した。

①特定のオークション会場等において、中古車として取引(落札)された車の中から、当該車両の状況、落札価格、走行距離、各種市場訴求性に基づき判断し、「使用済自動車」である蓋然性の高い車両313台を選定した。

次に、これらの車両について電子マネーフレストヘアカセスし、リサイクル料金無を調査したうえで、登録ナンバーを特定した。当該ナンバーを根拠とし、陸運支局において「登録事項等

【調査手順】

①特定のオークション会場等において、中古車として取引(落札)された車の中から、当該車両の状況、落札価格、走行距離、各種市場訴求性から判断し、「使用済自動車」である蓋然性の高い車両を選定した。

②電子マネーフレストヘアカセスし、当該車両に関する再資源化預託金等の預託状況、引取報告の有無を調査した。

③登録番号根拠に、陸運支局において「登録事項等証明書」を取得し、登録状況、最終名義人について調査した。

※オークション会場における調査のうち、1会場においては出品台数があまりに膨大であるため、開催日におけるすべての出品台数を対象とはしていない。

・同期間は、一年以上経過しているものもあり、企業にとっても個人にとっても経済的・合理的期間を逸脱しているといえ、不法に解体処理されている蓋然性が高い。

私たちが登録事項等証明書を取得して調査を実施した車両(大手ディーラー入札会出品車対象)は、総計164件に上り、そのうち、主催する大手ディーラーが最終名義人となっているものは、56台(うち前述の一時抹消登録されたままのもの55台)あり、これは総数の34・1%に該当する。これらの車両は2006年5月末現在、再登録はされていない。一時抹消され

最終所有者と最終名義人と異なる間を問わず、企業としても個人としても経済的にみて不合理であるといえ、国内において不法に解体処理されている蓋然性が高い。したがって、自動車リサイクル法の適正な運用を担保するためにも、これらの車両につき、道路運送車両法第18条による調査を実施する必要があるといえる。

【引取業者の関わり方】

・特定の引取業者が出品する車両の内、各種基準により、「使用済自動車」と判断し得る車両の多くが、同一引取業者名義、一時抹消のまま一定期間放置されている。

廃車ガラ・あき缶・鉄スクラップ・アルミサッシ・廃家電の全てを処理する万能プレス機

《ハードプレス21》登場!

これまでのプレス加工では、投入材料によって使用するプレス機を使い分けなければならず、小型プレス機、廃自動車プレス機、三方筒プレス機など、それぞれに設備投資を行っていました。無難、そのためのスペース確保も必要でした。しかし、これからは無駄な投資もスペースも必要ありません。たった一台のプレス機がすべての処理を可能にします。

あき缶から廃車ガラまで、一台で何役もこなす万能タイプのプレス機、それが新発売の「ハードプレス21」です。基礎工事不要の据え置き型で、設備投資費を抑え、工事期間もわずか。遠隔全自動操作で運転はだれにでも簡単にできます。生動力には迅速な処理と消費電力コストの削減を両立する50HPを採用し、高いコストパフォーマンスを実現します。

最新のリサイクルシーンを狙う兼六工業から、「ハードプレス21」が登場です。ユーザーの期待に応えるマルチな活躍をお勧めください。

モデル	ハードプレス21	本体寸法(mm)	6000(W)×5040(H)×9630(D)
モーター出力	50HP	投入ボックス寸法	2000(W)×1300(H)×5000(D)
プレス所要時間	約2分40秒	製品出来上がり(廃車)	2000(W)×650(H)×FREE(D)
処理能力	50~60トン/日	あき缶 アルミサッシ 廃家電	500(W)×650(H)×FREE(D)

株式会社 兼六工業

本社工場 〒334-0075 埼玉県川口市江戸袋2-7-22号 TEL 048-285-0911 FAX 048-285-0914

金沢工場 〒920-0211 石川県金沢市湊町3-8-11 TEL 0762-37-5323 FAX 0762-37-8416

特許2037009号

道路運送車両法 第16条 登録自動車の所有者は、前二条に規定する場合を除くほか、その自動車を運行の用に供することをやめたときは、一時抹消登録の申請をすることができる。

2項(略)

3 一時抹消登録を受けた自動車(国土交通省令で定めるものを除く。)の所有者は、次に掲げる場合には、その事由があった日(当該事由が使用済自動車の解体である場合にあっては、解体報告記録がなされたことを知った日)から十五日以内に国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

一 当該自動車が紛失し、解体し(整備又は改造のために解体する場合を除く。)、又は自動車の用途を廃止したとき。

二 当該自動車の車台が当該自動車の新規登録の際存したものでなくなったとき。

4項(略)

5 一時抹消登録を受けた自動車(国土交通省令で定めるものを除く。)の所有者は、その自動車を輸出しようとするときは、当該輸出の予定日から国土交通省令で定める期間さかのぼった日から当該輸出をする時までの間に、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣にその旨の届出をし、かつ、次項の規定による輸出予定届出証明書の交付を受けなければならない。この場合においては、国土交通大臣に当該自動車に係る一時抹消登録証明書を返納しなければならない。

6~8項(略)

自動車リサイクル法 第9条 引取業者は、使用済自動車の引取りを求められたときは、当該使用済自動車について第七十三条第六項に規定する再資源化預託金等(以下この条において単に「再資源化預託金等」という。)が第九十二条第一項に規定する資金管理人(以下この章、第四章及び第五章において単に「資金管理人」という。)に対し預託されているかどうかを確認し、次の各号のいずれかに掲げる場合を除き、その引取りを求めた者から当該使用済自動車を引き取らなければならない。

- 一 当該使用済自動車について再資源化預託金等が資金管理人に対し預託されていない場合
- 二 主務省令で定める正当な理由がある場合

てから、一年以上経過しているものもあり、私有地内利用などの例外を除けば、この期間、中古車として使用、販売できずに保管されたままであるといふことは、その費用対効果を考慮すると、そもそも当該車両自体が流通性を有しない「使用済自動車」である可能性は相当高いものといえる。

この大手ディーラーの入札会では、出品総数552台のうち、リサイクル料金が預託されていない車両が368台(66.7%)にのぼった。預託されて引取報告のあった車両は74台(13.4%)、預託されて引取報告がなされていない車両は89台(16.1%)であった。入札会が実施されたのは、2005年の6月、7月、10月であり、預託状況の検索については2006年の2月、3月に実施した。

8か月以上経過しても預託がなされておらず、なおかつ、引取報告もなされていない車両368台のうち、71台は一時抹消登録がなされていない。さらには、それらの一時抹消登録がなされた車両のうち、42台が入札会を主催した大手ディーラーが最終名義人となっている。こうした車両をあつかも中古車として流通させていること、引取業者としての責務を十分に果たしていないこととの証左ともなる。

本調査結果は、平成17年7月15日に開催された産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルWG中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会第9回合同会議における「車を買い換える際、使用済自動車を引き渡したリサイクル料金を求められなかったという方がいる。相手先はメーカー系のディーラーさんであり、このように使用済自動車を、無理やり中古車としている事例が多数ある」との発言を裏付けるものであるといえる。

東京会場の105台を調査

【中古車流通プロセス】

・オートオークション会場における取引車両の内、各種基準により「使用済自動車」と判断し得る車両の多くが、同一オークション会社名義、一時抹消のまま一定期間放置されている。

・同期間、5か月を経過しているものもあり、企業にとっても個人にとっても経済的・合理的な期間であるとは言いえず、不適正対応がなされている蓋然性がある。

東京で開催されているオートオークション会場では、出品された一時抹消されたままである「使用済自動車」と思しき車両105台を対象として、登録事項等証明書を取得し調査を実施した。その結果、オートオークション会場の主催者自身が最終名義人(出品者となっている車両が58台(55.2%)、確認されたこれらの車両のうち、預託済のものは3台(5.2%)、未預託が55台(94.8%)である。車台が196台(48%)、

一方、大阪で開催されているオートオークション会場でも同様の調査を実施した。こちらは、落札された場でも同様の調査を実施した。こちらは、落札された場でも同様の調査を実施した。こちらは、落札された場でも同様の調査を実施した。

預託済車両のうち、引取報告があるものが36台(17%)で、ないものが176台(83%)であった。つまり、この会場では、落札車両の43%が中古自動車として流通し、9%が解体処理されたことになる。

また、未預託のものについては、そのうち38台については登録事項等証明書を取得して「使用済自動車」の出品と低価格による落札などである。リサイクル費用の負担(預託)に関する規定は、自動車リサイクル

の車両の落札価格は、1台あたり9,965円であった(最低価格は2,000円、最高価格は30,000円)。同会場の主催者が公表している2005年度の成約車両金額790、882百万円及び成約台数

の車両の落札価格は、1台あたり9,965円であった(最低価格は2,000円、最高価格は30,000円)。同会場の主催者が公表している2005年度の成約車両金額790、882百万円及び成約台数

東京の低価格落札は異様

・6%)、名義変更が2台(5.2%)であった。一時抹消車両の1台あたりの落札価格は、16、167円(最低価格は2、000円、最高価格は47、000円)であった。これらの車両の出品者のうち、50%(12台)を大手ディーラーが占めている。

東西二つのオークション会場における上記調査結果を比較したとき、特に東京における調査対象の異様さが浮き彫りとなる。

オートオークション主催者による「使用済自動車」の出品と低価格による落札などである。リサイクル費用の負担(預託)に関する規定は、自動車リサイクル

の車両の落札価格は、1台あたり9,965円であった(最低価格は2,000円、最高価格は30,000円)。同会場の主催者が公表している2005年度の成約車両金額790、882百万円及び成約台数

の車両の落札価格は、1台あたり9,965円であった(最低価格は2,000円、最高価格は30,000円)。同会場の主催者が公表している2005年度の成約車両金額790、882百万円及び成約台数

。預託されている3台のうちの2台は解体され、残りの1台は一時抹消登録された(最低価格は2,000円、最高価格は30,000円)。

また、オートオークション会場自体が出品した58台のうち、落札されたものは36台(62%)、未落札されたものは22台(38%)であった。

しかし中古車が「使用済自動車」へ変わっていく過程において、實際上、どの主体がリサイクル費用を負担しているかについては、明確に把握されていない。

そのため、不適正な取引方法(優越的地位の濫用)など、意図的に預託行為が先延ばしにされているのであれば、関係者の責任分擔論に立脚する、同法の趣旨に反する状態ともなり、制度の適正運用に支障をきたすことになりかねない。

その根本原因を検証する意味においても、道路運送車両法第18条による調査を実施する必要性があるといえる。

この事例は、二つの事実を明示している。一つは、オートオークションの主権者が本来の仲介業務だけではなく、使用済自動車になる可能性が高い車両の売買に自ら参加しているということ。

もう一つは、本来中古車の流通マーケットであるオートオークションに「使用済自動車」が流れ込む仕組みができておらず、ある程度まであることである。

料金負担逃れの線引は問題

II 調査結果による現状の問題点

2.1 法的問題点の整理

・一時抹消登録制度の適正運用への懸念(法第16条)

道路運送車両法は、不法投棄の抑制など環境保全を図るため、永久抹消登録制度と一時抹消登録制度の双方を引続き併存させて、一時抹消登録(軽自動車については自動車検査証の返納)が行われた後に解体や

の車両の落札価格は、1台あたり9,965円であった(最低価格は2,000円、最高価格は30,000円)。同会場の主催者が公表している2005年度の成約車両金額790、882百万円及び成約台数

の車両の落札価格は、1台あたり9,965円であった(最低価格は2,000円、最高価格は30,000円)。同会場の主催者が公表している2005年度の成約車両金額790、882百万円及び成約台数

の車両の落札価格は、1台あたり9,965円であった(最低価格は2,000円、最高価格は30,000円)。同会場の主催者が公表している2005年度の成約車両金額790、882百万円及び成約台数



三方締廃車プレス機(横蓋式)



三方締廃車プレス機(縦蓋式)

※その他各種プレス機を製作。

中古車輸出がされた場合に
ついて、その旨の届出を
必要とする制度へ改正され
た。

しかしながら、現状は一
時抹消登録されたまま、相
当期間何らの報告がなされ
ていない車両が数多く存在
していることは周知の事実
であり、それらが不法解体
・不法輸出・不法投棄など
へ発展する可能性があるこ
とも明らかである。

現行の環境関連法体系の
運用状況に鑑みれば、当該
状況による生活環境の保全
上の支障の程度、その発生
の危険性など客観的事情か
ら道路運送車両法の適用が
必要とされている場合に、
合理的根拠なくしてその権
限(本法では法第18条1項)
の行使を怠る場合には、違
法とされる余地があるとい
える。

【使用済自動車の再資源化
等に関する法律】
・引取業者の行為義務に
関する懸念(法第9条1項)

引取業者には、自動車所
有者から使用済自動車の引
取りを求められた場合、正
当な理由がある場合を除き、
使用済自動車を引き取る義
務がある。ここでは自動車
所有者から使用済自動車を
引取り、フロン類回収業者
又は解体業者に引渡すとい
う、使用済自動車をリサイ

無許可解体は環境負荷懸念

・不法解体に関する懸念
無許可解体(法第60条1
項)

自動車リサイクル法にお
いては、解体業を行う事業
所所在地を管轄する都道府
県知事又は保健所設置市の
市長の許可がなければ、使
用済自動車(又は解体自動
車)の解体を業として行う
ことはできない。

許可は、一般には禁止さ
れている行為を特定の場合
に解除するもので、許可の
対象となっている業の危険
性などを考慮して法が定め
るものである。それゆえ、
許可に際しては、当該危険
性などに対する十分な知見
・技術・設備などが必要と
される。

一時抹消は不法解体の温床

2・2 実務的対応策の
整理

【一時抹消登録の現状への
対応】

・道路運送車両法第18条
調査の実施

・オートオークション流
通実態の明確化(例:オー
トオークションの主催者側
に落ち後一定期間内にお
いて登録事項等証明書を提出
する旨、オークション参加
会員に対し、契約上義務付
ける等)

一時抹消登録制度それ自
体はともかく、現実の運用

クルルートに乗せる入口と
しての重要な役割が求めら
れている。
もちろん、その使用状況
等から転売可能な中古車と
して引取ることは事業活動
として認められる自由(経
済)行為である。しかし、
又は解体業者に引渡すとい
う、使用済自動車をリサイ

引取業者の現状への対応

・自動車リサイクル法上
の引取業者の役割の明確化
徹底

引取業者には、自動車所
有者から使用済自動車を引
取り、フロン類回収業者又
は解体業者に引渡すとい
う、使用済自動車をリサイク
ルルートに乗せる入口として
の重要な役割が求められて
いる。

しかしながら、現状にお
いては、一部の引取業者に
おいて、その役割が十分に
果たされていない場面が見

中古車流通プロセス

・オートオークション流
通実態の明確化

・一時抹消登録制度の実態解明
がなされなければならない
ものと考ええる。

そのために、まず、一
時抹消登録制度の実態解明
がなされなければならない
ものと考ええる。

また、オートオークシ
ョ
ン経由の流通実態の不透明
さを考えた場合、オートオ

うな施設を有していない場
合が多いと想定されるため
環境への悪影響が懸念され
る。
【特定製品に係るフロン類
の回収及び破壊の実施の確
保に関する法律】
カーエアコン部分につ
いては、特定製品に係るフロ
ン類の回収及び破壊の実施
の確保に関する法律の規定
が、原則そのまま「自動車
リサイクル法」に引継がれ、
使用済自動車全体として一
体的に扱われることとなる。
ここで問題となるのも、
不法解体が行われた場合の
フロン類の処理である。カ
リアンに使用されるフ
ロン類は、他の商品に使用
されるものに比べ微量では
あるが、継続的に不法解体
がすすめられれば、相応の
環境負荷が予想される。
実際、今通常国会におい
て、「地球温暖化対策の推
進に関する法律」及び「特
定製品に係るフロン類の回
収及び破壊の実施の確保等

廃棄物の処理及び清掃に 関する法律

・不法投棄の危険性(法
第16条)

使用済自動車等(使用済
自動車、解体自動車、シュ
レッダーダスト、エアバッ
グ類は、自動車リサイクル
法の規定により、その金銭
的価値の有無に関わらず全
て廃棄物処理法上の廃棄物
として扱われることとなる。
そもそも自動車リサイク
ル法は、使用済自動車等の
不法投棄を防止することを
目的の一つとして立法され
た。しかし、近年の市況の
変化にともない、エンジン

受けられる。そのため、自
動車リサイクル法が希求す
る引取業者の役割について
の認識を、今一度、徹底さ
せる必要がある。
また、このような事態が
生じる背景として、一般ユ
ーザーの自動車リサイクル
法への理解が浸透していな
いこと、「使用済自動車」
の客観的指標が定まってい
ないことが考えられる。後
者については、市場原理と
の兼ね合いから困難な面も
あるが、前者の問題とあわ
せて更なる議論を行うこと
が肝要である。

一時抹消は不法解体の温床

・道路運送車両法第18条
調査の実施

・オートオークション流
通実態の明確化(例:オー
トオークションの主催者側
に落ち後一定期間内にお
いて登録事項等証明書を提出
する旨、オークション参加
会員に対し、契約上義務付
ける等)

一時抹消登録制度それ自
体はともかく、現実の運用

また、オートオークシ
ョ
ン経由の流通実態の不透明
さを考えた場合、オートオ

自動車リサイクル法 第60条 解体業を行おうとする者は、当
該業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の
許可を受けなければならない。

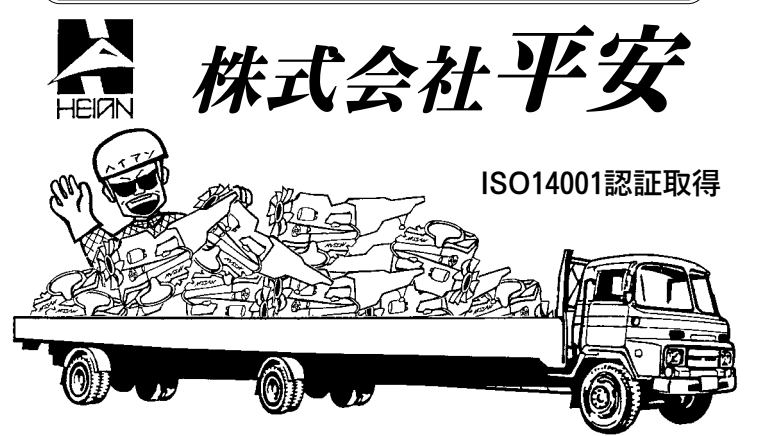
廃棄物処理法 第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはな
らない。

鉄・非鉄スクラップ市況 自動車リサイクル関連情報

- 日刊市況通信 (土日祝祭日除く毎日) 購読料: 半年 34,650円 1年 68,250円
 - 日本ELVニュース 編集・製作代行
 - ホームページ (月間2万件アクセス) <http://www.mrj.jp>
 - MRM(月刊誌) (メタル・リサイクル・マンスリー) 購読料: 1年 21,000円
 - 「自動車リサイクル法・ビジネス解説 第5弾」 A4版180頁 3,000円
- 株式会社 日刊市況通信社
- | | |
|-------|---|
| 大阪本社 | TEL (06) 6631-5651(代)
FAX (06) 6631-5725 |
| 東京本社 | TEL (03) 3864-6021(代)
FAX (03) 3864-6024 |
| 名古屋支社 | TEL (052) 411-6521(代)
FAX (052) 411-6530 |

持込み引取り ともに歓迎!

- ・白黒エンジン
- ・バイクエンジン
- ・機械アルミ
- ・山行きアルミ



株式会社 平安 HEIAN

ISO14001認証取得

本社 ● 京都府久世郡久御山町大字市田小字新珠城43-2
電話 0774-44-7777(代) FAX 0774-44-5665
E-mail info@kk-heian.co.jp

中古部品輸出に要事前確認 バーゼル条約抵触の可能性も

経産・環境省が注意喚起

経産・環境両省は、中古自動車部品の輸出の際、積荷がバーゼル条約などに触れないよう事前に確認するよう関係者に求めている。6月30日、「EU諸国を輸入国又は通過国とする中古自動車部品

中古自動車部品の輸出前に確認が必要な事項

1. そのままでは再使用ができず修理が必要なものが積載されていないこと。
2. 輸出前に再使用できるものと確認した貨物が輸送途中で破損及び油漏れを生じてしまうことのないように積載されていること。

の輸出について(お知らせ)と題する文書を関係団体に送付し、注意を喚起した。

また、「EU諸国においては、中古自動車部品として輸出される貨物であつても、その積載状況等によっては欧州理事会規則に規定する廃棄物とみなされるおそれがある」

とも示し、①そのままでは再使用ができず修理が必要なものが積載されていないこと②輸出前に再

使用できるものと確認した貨物が輸送中に破損及び油漏れを生じてしまうことのないように積載されていること、について輸出業者が事前に確認するように求めた。

この問題では昨年8月フランスを通過国とする中古自動車部品の輸出が行われた際、仏当局からバーゼル条約に基づく有害廃棄物に該当するとの指摘を受け、今年2月に貨物の引取り要請が行われている。この件では、輸出業者が、欧州理事会規則に基づく通報を仏当局に行い、フランス通過が許可された。

また、第1回委員会には、経済産業省自動車課から、中石齊孝企画官・自動車リサイクル室長、水口良孝課長補佐、呉村益生課長補佐が来賓として出席。オブザーバーとして、同事業の調査を委託する中本隆宏みずほ情報総研シニアコンサルタントが出席した。

また、同省自動車課に呉村益生(くれむら・ますお)課長補佐が着任されました。

ELV機構活路開拓事業 第1回委員会を開催

ELV機構は7月20日、全体集会以キックオフ宣言した中小企業組合等活路開拓調査・実現化事業の第1回委員会を開催した。同事業のテーマは「自動車解体業界における自動車リサイクル法普及させる講習会などを開催する計画だ。



これにより①ユーザーからの信頼の獲得②自動車一台あたりの付加価値の向上、という中小解体業者が目指すべき具体的なゴールへの道筋をつけることが狙い。この事業は、たっ

宮城県 合同立入検査を実施

宮城県は6月29日、自動車リサイクルの現場や業者の現状について把握するため、県内の解体業者と破砕業者に対し、保健所の担当者との合同立入検査を実施した。合同立入検査では、それぞれの施設において、場内における施設基準の

遵守状況、施設内の維持管理状況等、使用済自動車の搬入から搬出までの工程等や、使用済自動車適正に処理されている状況について確認した。県では、自動車リサイクル制度の実効性を確保し、信頼を確立するため、法の厳正な運用と関連事

自動車リサイクル促進センターは7月11日、自動車リサイクル法に基づく自動車リサイクルシステムの今年度第1四半期(4月～6月)の運用状況(速報)をとりまとめ公表した。

使用済自動車の引取

4～6月 93万2千台 (27%増)

自動車リサイクル促進センター

4～6月の使用済自動車の引取台数は前年同期比27%増の約93万2千台。年率換算すると約373万台となり、05年度実績(約305万台)を約70万台上回ることになる。同センターによると、

引取工程の使用済自動車の引取報告件数は前年同期比27%増の93万1962件。フロン類回収工程は、同11%増の69万7016件だった。

解体工程は同26%増の99万4864件(同一工

程内の移動報告件数は38%増の3万9637件)。破砕工程は同30%増の157万2847件(同一工程内の移動報告件数は33%増の62万4439件)だった。

フロン引取台数は前年同期比23%増の68万4173件。エアバッグ引取台数は同70%増の17万427台。非認定全部利用を含むASR処理台数は同26%増の96万1862

工程別引取実施状況

(6月末センター データ到着分)

工程種別	引取報告件数	
	4月～6月	前年同期比
引取工程	931,962	127%
フロン類回収工程	697,016	111%
解体工程	994,864	126%
	(39,637)	(138%)
破砕工程	1,572,847	130%
	(624,439)	(133%)

※()内は同一工程内の移動報告件数(内数)

フロン引取台数	684,173	123%
エアバッグ引取台数	170,427	170%
ASR処理台数	961,862	126%

※ASR処理台数は非認定全部利用を含む

新技術とアイデアで、リサイクルの未来を拓く〈モリタ〉



50PAL型/廃車・ガサ物用三方締プレス機

- ギロチンプレス
- ニューギロ
- スクラッププレス
- シュレッダ
- その他各種



東日本営業部 千葉県船橋市小野田町1530番地
TEL(047)457-8131 FAX(047)457-8133

西日本営業部 大阪府八尾市神武町1番48号
TEL(0729)95-2135 FAX(0729)95-2173

名古屋支店 名古屋市中区栄5丁目1番35号
TEL(052)261-5424 FAX(052)261-5580

福岡支店 福岡市博多区博多駅南5丁目10番17号
TEL(092)451-7671 FAX(092)451-5159

船橋工場 千葉県船橋市小野田町1530番地
TEL(047)457-5111 FAX(047)457-5110

人と地球のいのちを守る



http://www.morita119.com

ガラクーダー

〈二方・三方締め兼用〉 廃車プレス機

- 堅牢な構造
- 高性能な廃車ガラプレス機
- 待望の低価格



富士車輛株式会社

東京 TEL(03)5687-1211
大阪 TEL(06)6838-9410
http://www.fujicar.com
名古屋 TEL(052)621-6900

福岡 TEL(092)622-1758
サービス部 東京 TEL(03)5687-1211
大阪 TEL(06)6838-9411